

議事要旨(1) IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の概要

冒頭、小賀坂副委員長より、IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の概要についての審議を行う旨が説明され、その後、紙谷ディレクターより審議資料に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 測定基礎の選択において、財政状態計算書の測定基礎と純損益計算書の測定基礎が異なり得ることが公開草案に示されたことは、当委員会の主張が反映されたと捉えることができるのか。
 - 負債の定義から経済的便益の流出が「予想される」という用語が削除されたこと及び認識規準が変更されたことに伴い、今後、個別の基準も見直されることが想定されるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 財政状態計算書の測定基礎と純損益計算書の測定基礎が異なり得ることに関しては、当委員会の考え方が反映されたとも考えられる。
- 概念フレームワークの改正に関連する個別の基準の変更は、自動的に行われるものではなく、別途、検討が行われる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - すべての項目をリサイクリング処理する推定を反証できるのは、リサイクリングが純損益の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合とされており、そのような基礎が識別できない場合は、当該収益又は費用をその他の包括利益に含めるべきではないことを示唆している可能性があることと公開草案に示されている。この点、退職給付債務又は資産（純額）の再測定は純損益に含めるべきであると意図しているのではないかと懸念している。
 - 認識規準として、経済的便益の流入又は流出の可能性が高い場合に認識するとしていた現行の概念フレームワークから、経済的便益の流入又は流出を生じる蓋然性が低いものでしかない場合には認識しない可能性があることに変更されたことに伴い、次の両者はどのように関係するのか。
 - ✓ 偶発資産及び偶発負債の認識の閾値が非対称的であること
 - ✓ 慎重性が再導入されたこと

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- すべての項目をリサイクリング処理する推定が設けられたのは、当委員会の考え方が反映されたものとも考えられる。他方、明確な基礎がない場合にはリサイクリング処理を行わないという反証が設けられており、現行の IAS 第 19 号「従業員給付」の会計処理を正当化している内容になっている。また、リサイクリング処理を行うべきではない項目がその他の包括利益に含まれているのであれば、そもそも純損益に含めるべきであると IASB が考えていると推察される。このため、当委員会からすべての項目をリサイクリング処理する考え方を明確に主張していく必要がある。
- 慎重性の再導入によっても、会計基準開発において非対称性を積極的に推し進めることは意図されていないが、すべての場合において非対称性を否定するものでないともされている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 次の推定が反証できる場合の関係が明確ではないのではないかと。
 - ✓ 収益若しくは費用を純損益から除外することが当期の純損益の目的適合性を高める場合
 - ✓ 振替が純損益の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合
 - 場合によっては、財政状態計算書の測定基礎と純損益計算書の測定基礎が異なり得るという記載の意義が明確ではないのではないかと。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ディスカッション・ペーパーにおいて資産及び負債の定義から経済的便益の流入又は流出が「予想される」という用語を削除した趣旨は、オプションのような明らかに資産又は負債が除外されることを回避することであったと理解しており、公開草案において認識規準として蓋然性規準を用いないことを提案していることを踏まえると、認識すべき項目を広げることを意図していると考えられるが、金融商品以外で影響を与える領域はあるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 金融商品以外では、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に影響を与える可能性が考えられる。

以 上